

福岡県公安委員会規則第7号

福岡県迷惑行為防止条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成27年5月8日

福岡県公安委員会

福岡県迷惑行為防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県迷惑行為防止条例（昭和39年福岡県条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(命令)

第2条 条例第5条第4項の規定による命令は誘引行為中止命令書（様式第1号）を、同条第6項の規定による命令は客待ち行為等中止命令書（様式第2号）を交付して行うものとする。

(公安委員会規則で定める地域)

第3条 条例第5条第5項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

(指示)

第4条 条例第10条の2の指示は、指示書（様式第3号）を交付して行うものとする。

(事業の停止)

第5条 条例第10条の3の規定による事業の停止の命令は、事業停止命令書（様式第4号）を交付して行うものとする。

(書類の交付)

第6条 福岡県公安委員会が前2条の規定により交付する書類は、警察職員が、その交付を受けべき者の住所又は居所において、その交付を受けべき者に、受領確認書（様式第5号）と引換えに交付を行うものとする。ただし、その者に異議がない場合は、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、前項の警察職員は、書類の交付を、同項の交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

(1) 交付すべき場所において書類の交付を受けべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに、受領確認書と引換えにその書類を交付すること。

(2) 書類の交付を受けべき者その他前号に規定する者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 交付すべき場所にその書類を差し置くこと。

3 福岡県公安委員会は、前2項の規定により書類を交付した場合は、その書類の名称、その交

付を受けるべき者の氏名、その書類を交付し、又は差し置いた場所及び年月日並びに交付の方法を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| | |
|------|---|
| 北九州市 | 小倉北区のうち、浅野1丁目から3丁目まで、魚町1丁目から4丁目まで、鍛冶町1丁目及び2丁目、京町1丁目から4丁目まで、米町1丁目及び2丁目、紺屋町、堺町1丁目及び2丁目、船頭町、船場町並びに古船場町 八幡西区のうち、熊手1丁目、2丁目及び3丁目（1番から3番までに限る。）、黒崎1丁目から4丁目まで、藤田3丁目並びに大字藤田 |
| 福岡市 | 博多区のうち、上川端町、祇園町（8番から11番までに限る。）、下川端町、住吉1丁目、中洲1丁目から5丁目まで及び博多駅中央街 中央区のうち、大名1丁目及び2丁目、天神1丁目から3丁目まで、西中洲並びに舞鶴1丁目及び2丁目 |
| 大牟田市 | 旭町3丁目、栄町1丁目及び2丁目、新栄町、住吉町、大正町1丁目及び2丁目、築町、中島町、橋口町、浜町、古町、本町1丁目及び2丁目、港町並びに有明町1丁目（1番地に限る。） |
| 久留米市 | 小頭町（1番地、2番地、8番地、9番地及び11番地に限る。）、天神町、通町（2番地、3番地及び6番地に限る。）、東町（25番地から27番地まで、30番地から34番地まで、38番地から41番地まで、72番地、309番地、316番地、337番地、339番地から341番地まで、343番地、344番地、361番地及び363番地に限る。）、日吉町（1番地から15番地までに限る。）、本町（2番地に限る。）及び六ツ門町（1番地から14番地まで及び17番地から22番地までに限る。） |
| 飯塚市 | 飯塚（1番から13番までに限る。）、本町（1番から12番までに限る。）及び吉原町（7番から12番までに限る。） |

| | | | |
|--|--|---|--------|
| | 第 年 | 月 | 号 日 |
| 住 所 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日生 |
| | 所属 | | |
| | 階級 | | |
| | 氏名 | | |
| | ㊟ | | |
| 誘引行為中止命令書 | | | |
| <p>あなたが行った下記の誘引行為は、福岡県迷惑行為防止条例（昭和39年福岡県条例第68号）第5条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該誘引行為をやめべき旨を命ずる。</p> | | | |
| 記 | | | |
| 1 日時 | 年 | 月 | 日 |
| | | | 時 |
| | | | 分 |
| 2 場所 | | | |
| 3 内容 | <p>次に掲げる者となるよう人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引したもの</p> <p><input type="checkbox"/> 接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）を伴う飲食をさせる行為（人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを除く。）又はこれを仮装したものの提供を受ける客</p> <p><input type="checkbox"/> 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を伴う飲食をさせる行為（接待を伴うものを除く。以下同じ。）又はこれを仮装したものの提供を受ける客</p> <p><input type="checkbox"/> 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら異性の身体に接触して行う役務（人の性的好奇心をそそるものを除く。）又はこれを仮装したものの提供を受ける客</p> <p><input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は接待を伴う飲食をさせる営業に関する情報の提供を受ける利用者</p> <p><input type="checkbox"/> 接待（人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを除く。）をする役務に従事する者</p> <p><input type="checkbox"/> 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を伴う飲食をさせる行為をする役務に従事する者</p> | | |

注 該当する□にレ印を記入すること。

（教示）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署の警察署長（警察本部に所属する警察官が行った処分については、福岡県警察本部長）に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

様式第2号 (第2条関係)

| | | |
|------|----|------|
| | 第 | 号 |
| | 年 | 日 |
| | 月 | |
| 住 所 | | |
| 氏 名 | | |
| 生年月日 | 年 | 月 日生 |
| | 所属 | |
| | 階級 | |
| | 氏名 | ㊞ |

客待ち行為等中止命令書

あなたが行った下記の行為は、福岡県迷惑行為防止条例（昭和39年福岡県条例第68号）第5条第5項の規定に違反するので、同条第6項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。

記

1 日時
年 月 日 時 分 ころ

2 場所

3 内容

- 次に掲げる行為について、客引きをし、又は利用者となるよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧
 - 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売
 - 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を伴う飲食をさせる行為（接待を伴うものを除く。以下同じ。）又はこれを仮装したものの提供
 - 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら異性の身体に接触して行う役務（人の性的好奇心をそそるものを除く。）又はこれを仮装したものの提供
 - 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は接待を伴う飲食をさせる営業に関する情報の提供
- 次に掲げる行為について、客となるよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧
 - 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売
 - 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 接待を伴う飲食をさせる行為（人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものに限る。）又はこれを仮装したものの提供
- 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。以下同じ。）
 - 接待
 - 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を伴う飲食をさせる行為
- 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる行為
 - 接待（人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものに限る。）

注 該当する□にレ印を記入すること。

(A4)

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署の警察署長（警察本部に所属する警察官が行った処分については、福岡県警察本部長）に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

様式第3号 (第4条関係)

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称 殿

福岡県公安委員会 印

指示書

福岡県迷惑行為防止条例 (昭和39年福岡県条例第68号) 第10条の2の規定により下記のとおり指示する。

記

| | |
|---------|--|
| 事業所の名称 | |
| 事業所の所在地 | |
| 事業の内容 | <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 接待 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。) を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を伴う飲食をさせる行為 (接待を伴うものを除く。) 又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 深夜 (午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。) において専ら異性の身体に接触して行う役務 (人の性的好奇心をそそるものを除く。) 又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は接待を伴う飲食をさせる営業に関する情報の提供 |
| 指示事項 | |
| 履行期間 | |
| 指示の理由 | |

注 事業の内容欄は、該当する□にレ印を記入すること。

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。


なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

住所

氏名又は名称

殿

第 号
年 月 日

福岡県公安委員会 

事業停止命令書

福岡県迷惑行為防止条例（昭和39年福岡県条例第68号）第10条の3の規定により下記のとおり事業の停止を命ずる。

記

| | |
|---------|--|
| 事業所の名称 | |
| 事業所の所在地 | |
| 事業の内容 | <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を伴う飲食をさせる行為（接待を伴うものを除く。）又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら異性の身体に接触して行う役務（人の性的好奇心をそそるものを除く。）又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は接待を伴う飲食をさせる営業に関する情報の提供 |
| 処分の内容 | |
| 処分の理由 | |

注 事業の内容欄は、該当する□にレ印を記入すること。

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

受領確認書

交付を受けるべき者

に対する書類

（ 年 月 日付け、

第 号）

）については、

年 月 日 午 時 分に、私が確かに受領しました。

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所

氏名

㊟

交付を受けるべき者との関係